

合併協定書 (案)

真岡市 二宮町

協 定 項 目

合併の方式

芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする。

合併の期日

合併の期日は、平成21年3月23日とする。

新市の名称

新市の名称は、真岡市とする。

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、真岡市荒町5191番地（現在の真岡市役所）とする。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。
合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。
- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 二宮町の農業委員会は、真岡市の農業委員会に統合する。
- 2 二宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定により、真岡市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数については、新市において決定する。
- 4 委員の報酬については、真岡市の制度に統一する。

地方税の取扱い

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉦産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

財産の取扱い

二宮町の所有する財産は、すべて真岡市に引き継ぐものとする。

特別職の身分の取扱い

- 1 常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

二宮町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。

ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。

二宮町のおの他の非常勤特別職については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。

ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。

ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。

合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

一部事務組合等の取扱い

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの
真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
 - ① 芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
 - ② 栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。
二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。
二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

使用料、手数料等の取扱い

- 1 使用料等については、次のとおりとする。
 - (1) 目的が同一又は類似する施設等については、原則として合併時に真岡市の

制度に統一する。

(2) 二宮町独自の施設等については、住民負担に配慮しつつ、新市における一体性の確保及び負担公平の原則の観点から、真岡市の制度を基準に調整する。

(3) 他の協定項目において個別に協議された使用料等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

2 手数料については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された手数料の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市としての一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重し、各団体の理解と協力を得ながら、次のとおり調整に努める。

1 目的が同一又は類似している団体は、合併時までに統合するよう働きかける。

2 目的が同一又は類似している団体の中で統合に時間を要する団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。

3 すでに共通となっている団体については、現行のとおりとする。

4 独自の目的を持った団体については、その団体の判断に委ねる。

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、原則として真岡市の制度に統一する。

なお、二宮町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重しつつ、事業目的並びに公益的必要性、有効性及び公平性を総合的に判断し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された補助金、交付金等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

町名、字名の取扱い

町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時から、次のとおり取り扱う。

(1) 市章については、真岡市の市章を用いる。

(2) 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。

- (3) 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。
二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。
- (4) 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。
- (5) 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。
- (6) 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。
合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。

介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 3 認定調査については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 4 介護認定審査会については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度から真岡市の制度を基準に再編する。

消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併時に統合し、合併後真岡市の組織を基準に段階的に再編する。
- 2 消防団員については、次のとおりとする。
 - (1) 任免、服務等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 消防団員の報酬等については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 被服貸与については、合併時は現行のとおりとし、新市において段階的に統一する。
- 3 消防団運営支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
二宮町消防協会補助金については、合併時に廃止する。
- 4 消防団施設及び機械装備類については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

消防団ポンプ車更新計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。

行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会（区）については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

附属機関の取扱い

- 1 附属機関の取扱いについては、原則として真岡市の附属機関に統一する。
なお、真岡市に設置されていない附属機関については、設置の必要性を検討し、合併時まで調整する。
- 2 他の協定項目において個別に協議された附属機関については、それぞれの調整方針による。

各事務事業の取扱い

国際交流事業

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

電算システム事業

- 1 地域情報化計画については、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、新市において速やかに真岡市テレトピア計画の地域指定の変更を行い、新たな地域情報化計画として真岡市テレトピア計画を見直す。
- 2 情報セキュリティポリシーについては、両市町の情報セキュリティポリシーを踏まえ、合併時まで新たに策定する。
- 3 電算システムについては、原則として合併時に統合する。

広報広聴関係事業

- 1 広報紙の発行については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 ホームページについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 市長への手紙については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 市長との話し合い事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

納税関係事業

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

受付会場は、合併時まで調整する。

- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

消防防災関係事業

- 1 消防水利整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。
ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。
なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。
- 3 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- 4 災害対策本部については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 避難場所については、合併時は現行のとおりとし、新たに策定する地域防災計画において指定する。
- 6 災害時の相互応援協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 水防関連業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、水防計画については、新市において見直す。
- 8 自主防災組織については、合併時に真岡市の制度を適用する。

交通関係事業

- 1 交通安全施設の新設及び保守管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 交通指導員については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 3 違法駐車防止事業については、現行のとおりとする。
- 4 交通教育指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に調整する。
- 5 真岡市幼児用補助装置購入費補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 交通少年団事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

窓口業務

- 1 窓口業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 時間外窓口については、合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、閉庁日の受付窓口については、本庁において行う。
- 3 戸籍届出・受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、戸籍記載事務については、本庁において行う。
- 4 各証明書の交付については、合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、電話予約による住民票の写しの交付及び郵便請求による証明書の

交付については、本庁において行う。

- 5 住民基本台帳ネットワークシステムについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 埋葬・火葬許可については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 印鑑登録事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、二宮町で発行した印鑑登録証については、随時、新市の印鑑登録証に切り替えるものとする。
- 8 住民基本台帳閲覧については、合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、閲覧場所については本庁とする。
- 9 外国人登録事務については、現行のとおりとする。
ただし、登録原票の保管は本庁とする。
- 10 自動車臨時運行許可事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

保健医療事業

- 1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

障がい者福祉事業

- 1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。
 - (2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を平成20年度に策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 特定疾患福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 自立支援給付については、現行のとおりとする。
- 4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 相談支援事業及びコミュニケーション支援事業については、現行のとおりとする。
- 5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用

する。

- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

高齢者福祉事業

- 1 高齢者保健福祉計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 敬老会事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 敬老祝金等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 地域包括支援センター運営事業については、合併時に真岡市の制度を基準に統一する。
地域包括支援センターは、新市において2か所設置する。
- 5 老人クラブ連合会支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 各種在宅サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市のみで実施している事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 高齢者軽度生活支援事業、緊急通報システム事業、紙おむつ給付事業、ねたきり在宅者等介護手当支給事業及び老人福祉電話事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 高齢者デイサービス事業及び成年後見制度利用支援事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に廃止する。
- 7 老人福祉センター管理運営事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市老人憩の家については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 二宮町老人福祉センターについては、合併時までに調整する。
- 8 シルバー人材センター支援事業については、現行のとおりとする。
- 9 生活機能評価については、合併時に真岡市の制度に統一する。

児童福祉事業

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。
- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。

- (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
- (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
- (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

生活保護事業

二宮町の生活保護事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ真岡市の事務に統合する。

保育事業

- 1 公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 民間保育所（園）運営委託事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間保育所（園）運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。
 - (2) 民間保育所（園）運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 私立保育所（園）施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 3 保育所（園）入・退所事務については、現行のとおりとする。
- 4 特別保育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりと

する。

- (3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
私立保育所（園）は、現行のとおりとする。
- (4) 私立保育所（園）の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時保育事業については、合併時に廃止する。
- (5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 5 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。
- 6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

その他の福祉事業

- 1 民生委員児童委員関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民生委員児童委員協議会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編するよう働きかける。
 - (2) 社会福祉協力員及び社会福祉事務審議会並びに民生委員推薦会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 災害見舞金及び災害弔慰金等支給事業については、次のとおりとする。
 - (1) 災害見舞金支給事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 災害弔慰金等支給事務については、現行のとおりとする。
- 3 地域福祉ネットワーク事業については、合併時に廃止する。
- 4 社会福祉協議会補助事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 福祉タクシー事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 戦没者顕彰事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、実施時期及び会場については、現行のとおりとする。
- 7 真岡井頭温泉利用助成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 8 心配ごと相談等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

健康づくり事業

- 1 各種訪問・相談事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康推進員活動事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 3 健康増進施設真岡井頭温泉運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 健康21プランについては、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、平成23年度中に改訂版を策定する。

ごみ処理事業

- 1 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて策定する。
 - (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において策定する。
- 2 ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ収集運搬事業については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。
 - (2) 資源ごみ回収報奨金及び売上還元金交付については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の制度を基準に速やかに調整する。

環境対策事業

- 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。
- 2 市内一斉清掃については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 家庭雑排水の収集及び処分については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 市営墓地及び市（町）有墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 動物愛護事業については、次のとおりとする。
 - (1) 狂犬病予防注射事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 犬猫避妊手術補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 公害防止協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。

農林水産関係事業

- 1 農政関係基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の基本構想を基準に策定する。
 - (2) 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成23年度までに真岡市の計画を基準に策定する。

- (3) 真岡市食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成22年度に見直す。
- 2 農業振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農政連絡員については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 真岡市農業公社運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 農業振興施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農業経営対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営対策推進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農業近代化資金利子補給事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 農地保有合理化事業推進奨励費については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 4 園芸振興事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 5 畜産振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 畜産防疫対策及び畜産公害対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 畜産振興資金については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 配合飼料価格安定支援事業、乳用牛群検定推進事業及び優良種豚導入支援事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 6 米生産調整対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 7 土地改良事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市単独土地改良事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 県営土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 土地改良区の支援については、現行のとおりとする。
なお、土地改良区については、速やかに統合するよう働きかける。
- 8 林務関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 地域森林計画は、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 松くい虫防除については、現行のとおりとする。
 - (3) 有害鳥獣駆除事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

商工、観光関係事業

- 1 商工業振興金融制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 2 商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整する。
- 3 商工業団体育成指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 商工振興拠点施設事業（駅前どんとこい広場）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 企業立地促進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- 6 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、二宮町工場誘致審議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 インターチェンジ周辺開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 観光協会支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 観光イベント支援事業については、新市において速やかに再編する。
- 10 観光振興拠点施設事業（真岡市物産会館、真岡市真岡木綿会館）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

勤労者、消費者関係事業

- 1 勤労者対策事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
ただし、真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 消費者関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、消費者行政推進協力員事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

建設関係事業

- 1 市町道の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 市道及び町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、路線番号については新市全体で再編する。
 - (2) 市道及び町道の管理については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整する。
- 2 法定外公共物の管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 道路整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 道路維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 公営住宅の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公営住宅の管理方法については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。

- 6 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 7 公営住宅ストック総合活用計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 8 二宮遊水地利用計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な事業計画については、新市において検討する。
- 9 五行川桜づつみ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 河川の維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 11 都市計画区域等に係る事項については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市計画審議会については、真岡市の制度に統一する。
- 12 都市計画における基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 緑の基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において都市計画マスタープランに合わせて見直す。
 - (3) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおりとする。
- 13 都市公園、緑地等については、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園、緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市公園、緑地等の維持管理については、真岡市の制度を基準に統一する。
- 14 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

上下水道事業

水道関係事業について

- 1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。
 - (2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。
 - (3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。
- 2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。
- 3 水道料金については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。

- (2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。
- 4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。
- 下水道関係事業について
- 7 公共下水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 8 農業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 9 地域再生計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに策定する。
- 10 公共下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。
- 11 公共下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。
ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 12 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において検討する。
ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 13 農業集落排水分担金については、現行のとおりとする。
ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、二宮東部処理区の分担金については平成21年度に決定する。
- 14 公共下水道・農業集落排水事業関係手数料については、現行のとおりとする。
- 15 公共下水道施設、農業集落排水施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
また、農業集落排水施設の維持管理については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。
- 16 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 17 農業集落排水事業補助金については、合併時に廃止する。
- 18 農業集落排水事業受益者分担金償還助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 農業集落排水管理組合補助金については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。

市町立学校の通学区域、学校名

- 1 市町立学校の通学区域、学校名については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 学校の統廃合に伴うスクールバスについては、現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 奨学資金貸与制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 2 英語指導助手配置事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 国際交流事業については、現行のとおりとする。
姉妹校未締結校については、真岡市の制度を基準に相互交流ができるように、新市において調整する。
- 4 幼稚園就園奨励事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、月1回の弁当の日を設ける。
 - (2) 給食費負担額については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 学校教育施設事業については、次のとおりとする。
 - (1) 自然教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 科学教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 教育事務委託事業については、現行のとおりとし、委託方法等については、新市において関係市町と調整する。

社会教育事業

- 1 公民館等については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 公民館各種講座（教室）については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。
- 2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。
- 5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等につい

ては、新市において速やかに調整する。

男女共同参画事業

男女共同参画事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

なお、男女共同参画社会づくり計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。

コミュニティ施策

- 1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

文化振興事業

- 1 文化協会については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 文化祭・音楽祭については、新市において速やかに再編する。
- 3 指定文化財については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の指定文化財については、合併時に新市に引き継ぐ。
 - (2) 新規文化財の指定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 指定文化財の保存修理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 文化施設については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市民会館の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町民会館については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 二宮尊徳資料館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

社会体育事業

- 1 社会体育関係団体については、次のとおりとする。
 - (1) 体育協会については、合併時に統合するよう働きかける。
 - (2) スポーツ少年団については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 スポーツ大会等については、合併時まで真岡市の制度を基準に調整する。
- 3 スポーツ振興については、次のとおりとする。
 - (1) 体育指導委員会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 少年スポーツ指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に統合する。
- 4 学校開放事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 運動公園建設準備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

その他の事業

- 1 総合計画については、合併後速やかに策定する。
- 2 行政改革大綱については、合併時に真岡市の大綱に統一する。
- 3 情報公開制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 4 個人情報保護制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 入札制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 投票区及び投票所については、現行のとおりとする。
ただし、期日前投票所については、合併時まで調整する。

新市基本計画

合併市町村基本計画は、別添「新市基本計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

真岡市及び二宮町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく「真岡市・二宮町合併協議会」において、以上のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに調印する。

平成20年8月6日

真岡市長

二宮町長

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員
